様式1

市政改革室　5月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）					担当局	担当
令和6年5月20日	令和6年6月3日	中央区の不存在による非公開決定(令和6年5月17日付大中魅第19号)の「公開請求に係る公文書を保有していない理由」には次の記載があります。 --------- 　運営方針の策定などのマネジメントについては、先に公開した「マーケティング・リサーチの手引き」などを参考にして行っており、また、区民アンケートの結果を運営方針の指標に活用し、自己評価を行うという意思決定のもと評価を行っており、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 --------- 　公開請求には請求対象文書を「区民アンケートの結果が『区民の割合』であり得、また、アウトカム指標でありうるとする根拠です。」と記載しています。 　上記理由では「区民アンケートの結果を運営方針の指標に活用し、自己評価を行うという意思決定のもと評価を行って」いる旨が述べられていますが、このような意思決定を行う以上、区民アンケートの結果が運営方針の指標になりうるという根拠は確認されているはずであり、逆に言えば、このような確認を行うことなしに「区民アンケートの結果を運営方針の指標に活用する」という意思決定などできるはずがありません。そして、これに係る文書が存在しないはずはありません。 　中央区役所の文書の特定は不十分です。 　不存在決定(令和6年5月17日付大中魅第19号)を取り消し、改めて文書を公開してください。 「マーケティング・リサーチの手引き」37ページ記載の詳細区分「世論調査」にある特徴 「●回答者は、無作為に抽出するので、市民全体の意向把握の客観性が高い」と解釈できることが分かる文書 「マーケティング・リサーチの手引き」61ページ記載の現在の運営方針の「業績目標」 「・区民アンケート等において、区役所からの情報発信がこれまでよりわかりやすくなったと感じている区民の割合：50%」と設定できると判断したことが分かる文書	不存在					号	市政改革室	行政改革担当 改革プラン推進担当
令和6年5月23日	令和6年6月6日	令和５年６月13日付大市第20号　部分公開決定通知書	部分公開	1				号	市政改革室	行政改革担当
								号		
								号		
								号		
								号		
								号		
								号		